

No. 31

制 度 名	養育医療費負担金	主管課名	少子化対策課 母子保健 G			
		問合せ先	029-301-3257			
目的・趣旨	入院療育が必要な未熟児に医療費の給付を行うことにより、未熟児の治療を促進するとともに家庭における経済的負担の軽減を図る。					
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 養育のために病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、市町村が行う養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付</p> <p>[補助要件等] なし</p> <p>[対象経費] 養育医療に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費</p> <p>[補助限度額等] なし</p> <p>[経費負担割合]</p>						
		区 分	国	県	市町村	その他
未熟児養育医療費等負担金			1/2	1/4	1/4	-
〔令和 6 年度当初予算額〕 20,788 千円		〔令和 5 年度補助対象団体〕 水戸市外 43 団体				
〔備考〕						